

台湾の半導体企業等向け宮城県紹介動画・ガイドブック作成業務 業務委託仕様書

第1 業務の目的

台湾の大手半導体受託製造企業P S M CとS B Iホールディングス株式会社によって設立された、J S M Cホールディングス株式会社の半導体製造工場の建設予定地が本県に決定したことに伴い、フル稼働時には、台湾で働く約200人以上の従業員が、その御家族とともに本県に移住すると想定されている。

このため、台湾の方々が本県で安全かつ安心して暮らすことができるよう、台湾から移住する際の不安や困り事を可能な限り解消することを目的として、本県での暮らしの魅力等を紹介する動画及びガイドブックの作成を委託するものである。

なお、動画及びガイドブックは本県の生活環境、文化、観光、医療、教育等、複数の分野ごとに作成するものとする。

第2 業務内容

1 内容

台湾から移住する際の不安や困り事の解消を目的とした、本県での暮らしの魅力等を紹介する複数分野の動画及びガイドブックの作成

2 構成（予定）

台湾から本県への移住が予定されている半導体企業の従業員及びその御家族（以下「視聴者」という。）向けに、本県の生活環境、文化、観光、医療、教育等の分野別に紹介することを想定しているが、業務委託候補者の企画提案内容を踏まえ、別途協議の上、決定する。

3 成果物

(1) 本県の紹介動画5本程度（動画の作成本数は業務委託候補者と別途協議の上、決定する。）

イ 本県の生活環境、文化、観光、医療、教育等の分野別に、それぞれ3分から5分程度の動画を日本語、台湾において使用されている公用語（いわゆる台湾華語）及び英語にて作成するものとする。

ロ 動画内のキャプション（字幕）については、字幕なし、日本語版、中国語（繁体字）・英語版（中国語（繁体字）の下に英語を併記する形式を想定）の各バージョンを納入すること。

ハ 各分野の要点をまとめた5分程度のダイジェスト版動画を納入できること。

ニ 原則として、電子媒体での納入を想定しているが、別途業務委託候補者と協議の上、決定することとする。

(2) 本県の生活環境や魅力等を伝えるガイドブック300部

イ (1)の作成過程で得られた映像素材等を活用し、本県の生活環境、文化、観光、医療、教育等を分野別に紹介するガイドブックを日本語版、中国語（繁体字）・英語版で作成するものとする。

ロ ガイドブックは、動画作成過程で入手したコンテンツ素材や写真を効果的に活用するなど、視認性の高いページ構成とし、以下を目安として作成すること。なお、詳細については業務委託候補者と協議の上決定することとする。

規格	日本語版 中国語（繁体字）・英語版
大きさ	A4サイズ

数量	日本語版：データ納入 中国語（繁体字）・英語版：300部
総ページ数	40ページ程度
製版	オフセット印刷 4色刷り以上（表紙、裏表紙、本文とも）
使用材料	マットコート90kg （表紙、裏表紙はアート紙等とする）
製本方法	無線綴じ

（3）その他

動画及びガイドブックは、台湾における従業員向け説明会や県内現地案内ツアー等での活用を想定していることから、動画については動画サイト（本県のYouTubeチャンネル）、ガイドブックについては電子データでも公開できるようなフォーマットで納入すること。

第3 成果物の納入

1 納入期限

令和6年3月29日（金）午後5時まで（必着）

※ただし、本業務に係る歳出予算の繰越が県議会において承認された場合は延長することができるものとする。

延長後の契約期限は、業務委託候補者と別途協議の上、決定することとするが、現時点において、県が想定している事業完了時期は今年夏頃としている。

2 納入場所

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部半導体産業振興室

電話：022-211-2486 FAX：022-211-2739

E-mail:semicon@pref.miyagi.lg.jp

第4 成果物の帰属及び秘密保持

1 成果物の帰属

本業務によって得られた成果物に係る、本業務を実施する者（以下「受注者」という。）に帰属する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、第三者に帰属するものを除き、宮城県（以下「発注者」という。）に帰属するものとする。また、受注者は、あらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作者人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとする。

なお、受注者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、発注者が無償かつ無期限に利用できるように、当該第三者から利用許諾を得なければならない。

2 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、本業務履行中及び本業務完了後も本業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

3 個人情報の取り扱いについて

受注者は、個人情報の取り扱いについて、別記個人情報取扱特記事項を守らなければならない

い。

第5 その他

- 1 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書により難しい事項及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこととする。
- 2 受注者は、動画の編集方針や取材先との連絡調整等、作業の進捗状況について、月1回以上必要に応じて、発注者との打合せを開催し、状況報告を行うものとする。
- 3 本業務において、交通費等が必要な場合は、受注者において全ての手続を行い、その経費を負担する。
- 4 受注者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に発注者の承諾を得ること。
- 5 契約金額には、本業務に係る全ての経費を含むものとする。
- 6 本業務の遂行においては、上記に定めるもののほか、環境配慮の観点から次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 照明を使用する場合には、適切な明るさ、不要場所の消灯等電気使用量の節減に努めること。
 - (2) 廃棄物が発生する場合、再生可能な資機材の使用等、廃棄物の発生抑制に努めるとともに適正に処理すること。
 - (3) 車両を使用する場合、交通ルールを守る、免許証の携帯を確認する等安全運転を徹底すること。適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めること。駐停車中の不要なアイドリング停止などエコドライブを徹底すること。
 - (4) 印刷物を作成する場合、内容は可能な限りコンパクト化し、次の判断基準を満たす用紙を使用し、両面印刷とすること。
 - イ 古紙配合率70%以上であること。
 - ロ 非塗工用紙（カラー用紙を除く）の場合、白色度70%以下であること。
 - ハ 塗工用紙の場合、塗工量が両面で30g/m²以下であること。
 - ニ 再利用しにくい加工を施さないこと。